

令和7年3月25日

一宮市病院事業処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市病院事業管理者

松 浦 昭 雄

一宮市病院事業部管理規程第5号

一宮市病院事業処務規程の一部を改正する規程

一宮市病院事業処務規程(平成19年一宮市病院事業部管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(組織) 第2条 略 2 略 3 市民病院に医療安全管理室、感染管理室、医療情報管理室、地域医療連携室、卒後臨床研修センター、患者サポートセンター、物流管理センター及び治験・臨床研究管理センターを、木曽川市民病院に医療安全管理室をそれぞれ置く。 4～8 略 (事務分掌) 第4条 病院事業部及び経営企画課並びに事務局の管理課、医事課及び業務課の事務分掌は別表第1に、診療局、薬剤局、医療技術局、看護局、医療安全管理室、感染管理室、医療情報管理室、地域医療連携室、卒後臨床研修センター、患者サポートセンター、物流管理センター及び治験・臨床研究管理センターの事務分掌は別表第2に掲げるとおりとする。 第6条 病院に次の職員を置く。 (1)～(7) 略 (8) 市民病院の卒後臨床研修センター、患者サポートセンター、物流管理センター及び治験・臨床研究管理センターにセンター長 (9) 略 2 病院に次の職員を置くことができる。	(組織) 第2条 略 2 略 3 市民病院に医療安全管理室、感染管理室、医療情報管理室、地域医療連携室、卒後臨床研修センター、患者サポートセンター、物流管理センター、治験・臨床研究管理センター及び医師事務センターを、木曽川市民病院に医療安全管理室をそれぞれ置く。 4～8 略 (事務分掌) 第4条 病院事業部及び経営企画課並びに事務局の管理課、医事課及び業務課の事務分掌は別表第1に、診療局、薬剤局、医療技術局、看護局、医療安全管理室、感染管理室、医療情報管理室、地域医療連携室、卒後臨床研修センター、患者サポートセンター、物流管理センター、治験・臨床研究管理センター及び医師事務センターの事務分掌は別表第2に掲げるとおりとする。 第6条 略 (1)～(7) 略 (8) 市民病院の卒後臨床研修センター、患者サポートセンター、物流管理センター、治験・臨床研究管理センター及び医師事務センターにセンター長 (9) 略 2 略

(1)～(9) 略 (10) 市民病院の卒後臨床研修センター、患者サポートセンター、物流管理センター<u>及び治験・臨床研究管理センター</u> _____に副センター長、専任課長、課長補佐、主査、主任、薬剤科長、副技師長、科長補佐、看護師長、専任師長、副看護師長、副専任師長、看護主査、専任主査、看護主任、専任主任 (職務権限) 第8条 略 2～7 略 8 技師長、室長及びセンター長(卒後臨床研修センター、患者サポートセンター、物流管理センター<u>及び治験・臨床研究管理センター</u>_____のセンター長に限る。)は、上司の命を受け、担当の専門的業務に従事し、所属職員を指揮監督する。 9～16 略 別表第2(第4条関係) 診療局 略 薬剤局 略 医療技術局 略 看護局 略 医療安全管理室 略 感染管理室 略 医療情報管理室 略 地域医療連携室 略 卒後臨床研修センター 略 患者サポートセンター 略 物流管理センター 略 治験・臨床研究管理センター 略	(1)～(9) 略 (10) 市民病院の卒後臨床研修センター、患者サポートセンター、物流管理センター、<u>治験・臨床研究管理センター及び医師事務センター</u>に副センター長、専任課長、課長補佐、主査、主任、薬剤科長、副技師長、科長補佐、看護師長、専任師長、副看護師長、副専任師長、看護主査、専任主査、看護主任、専任主任 (職務権限) 第8条 略 2～7 略 8 技師長、室長及びセンター長(卒後臨床研修センター、患者サポートセンター、物流管理センター、<u>治験・臨床研究管理センター及び医師事務センター</u>のセンター長に限る。)は、上司の命を受け、担当の専門的業務に従事し、所属職員を指揮監督する。 9～16 略 別表第2(第4条関係) 診療局 略 薬剤局 略 医療技術局 略 看護局 略 医療安全管理室 略 感染管理室 略 医療情報管理室 略 地域医療連携室 略 卒後臨床研修センター 略 患者サポートセンター 略 物流管理センター 略 治験・臨床研究管理センター 略 <u>医師事務センター</u> (1) <u>外来診療の補助に関すること。</u> (2) <u>文書作成の補助に関すること。</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、医師の事務作業の補助に関すること。</u>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。